4　次に掲げる場合には、前項中「運賃（第一項第一号ハに掲げるものを除く。）にあつては当該運賃の実施予定日の七日前までに、同号ハに掲げる運賃及び料金にあつてはあらかじめ」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一　（略）

二　前号に掲げる場合のほか、法第九条第七項各号に該当しないものとして地方運輸局長が必要がないと認めたとき。

（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の認可申請）

第十条の三　法第九条の三第一項の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）認可申請書を提出するものとする。

一　（略）

二　設定又は変更しようとする運賃等を適用する営業区域

三　設定又は変更しようとする運賃等の種類、額及び適用方法（変更の認可申請の場合は、新旧の運賃等（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

四　（略）

2　前項の申請書には、原価計算書その他運賃等の額の算出の基礎を記載した書類を添付するものとする。

3　申請する運賃等が地方運輸局長が前項の書類の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するときは、同項の書類の一部又は全部の添付を省略することができる。

（一般乗用旅客自動車運送事業に係る影響が小さい料金の届出）

第十条の四　（略）

2　法第九条の三第五項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

一～四　（略）

（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の届出）

第十条の五　法第九条の三第三項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）届出書を提出するものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　設定又は変更しようとする運賃等を適用する営業区域

三　設定又は変更しようとする運賃等の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合には、新旧の運賃等（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

四　適用する期間又は区域その他の条件を付す場合には、その条件

五　実施予定日

2　前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について法第九条の三第三項に規定する協議会において協議が調つていることを証する書類を添付するものとする。

3　次に掲げる場合には、第一項中「当該運賃等の実施予定日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一　当該区域について他の一般乗用旅客自動車運送事業者が現に適用している運賃等と同一の運賃等の設定又は変更の届出をする場合

二　前号に掲げる場合のほか、法第九条の三第六項において準用する法第九条第七項第二号又は第三号に該当しないものとして地方運輸局長が必要がないと認めたとき。

4　次に掲げる場合には、前項中「運賃（第一項第一号ハに掲げるものを除く。）にあつては当該運賃の実施予定日の七日前までに、同号ハに掲げる運賃及び料金にあつてはあらかじめ」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一　（略）

二　前号に掲げる場合のほか、法第九条第六項各号に該当しないものとして地方運輸局長が必要がないと認めたとき。

（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請）

第十条の三　法第九条の三第一項の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）認可申請書を提出するものとする。

一　（略）

二　設定又は変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域

三　設定又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の認可申請の場合は、新旧の運賃及び料金（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

四　（略）

2　前項の申請書には、原価計算書その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類を添付するものとする。

3　申請する運賃及び料金が地方運輸局長が前項の書類の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するときは、同項の書類の一部又は全部の添付を省略することができる。

（一般乗用旅客自動車運送事業に係る影響が小さい料金の届出）

第十条の四　（略）

2　法第九条の三第三項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

一～四　（略）

（新設）